

## 令和5年第3回選挙管理委員会臨時会会議録

開催日時	午後5時00分から		
	令和5年4月16日(日)		
	午後5時55分まで		
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員	
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	2名
会議の結果 及び 主な発言	議案等		結果
	議案23号	投票記載所の氏名等掲示掲載順序を定めるくじについて	決定
	議案24号	選挙公報の掲載順序を定めるくじについて	決定
	臨3-1	選挙長の告示について	了承
委員長	これから令和5年第3回の臨時会を開会いたします。		
	<b>&lt;投票記載所の氏名等掲示掲載順序を定めるくじについて&gt;</b>		
委員長	議案第23号 投票記載所の氏名等掲示掲載順序を定めるくじについて、事務局から説明をお願いします。		
局長	<p>まず、はじめに本日は傍聴人がいらっしゃいます。事前に委員長宛てに申請書の提出がありました。併せて傍聴人から撮影、録音を行う申請があり、委員長から許可を得ております。</p> <p>それでは、議案第23号 投票記載所の氏名等掲示掲載順序を定めるくじについてご説明いたします。</p> <p>根拠条文は、公職選挙法第175条及び区の選挙執行規程第89条です。</p> <p>くじはこれより、こちらの委員会室で行います。</p> <p>くじの手順については、議案第23号の「5 くじの手順」の(1)から(3)に記載の通りです。手順については後ほど詳しくご説明いたします。</p> <p>なお、抽選のてん末については、抽選録を作成し記録いたします。</p> <p>以上、議案第23号についての説明となります。</p>		
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。確認ですが、立候補の届出人数は午前中の69名から変更はありませんか。		
局長	69名で変わりはありません。		
委員長	氏名等掲示は1枚の紙に69人分すべて記載されるのですよね。どのように記載されるのでしょうか。		
選挙法規担当係長	1段に23名分を記載し、3段での構成となります。		
委員長	<p>その他、質問等はありませんか。無いようでしたら、これから氏名等掲示掲載順序を定めるくじを始めます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>		
選挙法規担当係長	くじは、同形同色のくじ棒を用いて行います。くじは杉並区議会議員選挙に届け出た候補者の数と同数の69本であり、くじ棒の先端には1から69までの		

	番号が付されております。このくじ棒を確認していただいた後、筒の中に入れて混同し、立候補の届出順に候補者の氏名を読み上げ、1本ずつくじを引いていきます。この時引いたくじ棒の番号が読み上げた候補者の掲載順序となります。なお、掲載順序は、氏名等掲示の右端を第一順位とし、その左から順次第二順位以下とし掲載をいたします。
委員長	くじを引く順番はどのようにするのですか。
局長	委員長から始めて、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員の順番でお願いいたします。
委員長	わかりました。それでは、ただいまから公職選挙法第175条第3項、杉並区選挙執行規程第89条第1項の規定に基づき、令和5年4月23日執行の杉並区議会議員選挙における投票記載所に掲示する候補者氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行います。くじの方法については事務局からご説明いたしますけども、さきほど説明した通りです。今日は傍聴の方がいらっしゃいますので、くじに立ち会っていただいた方として、くじの終了後、抽選録にご署名をいただきますので、どうかよろしくごお願いいたします。
選挙法規担当係長	それでは、くじ棒の検認をお願いいたします。
委員長	検認しましたので、ただいまから氏名等掲示掲載順序を定めるくじを開始いたします。
局長	事務局長の私が立候補の届出順に候補者名を読み上げますので、順にくじを引いてください。
	(立候補の届出1番から69番まで順にくじを引く)
選挙法規担当係長	以上ですべての候補者のくじを引き終わりましたので、くじの結果を読み上げます。ご確認をお願いいたします。
	(くじの結果の読み上げ)
選挙法規担当係長	くじの結果の確認が終わりましたので、抽選録への署名をお願いします。
	(各自抽選録への署名)
委員長	杉並区議会議員選挙における投票記載所に掲示する候補者氏名等掲示の掲載順序が確定いたしました。それでは、以上をもちましてくじを終了いたします。
	<b>&lt;選挙公報の掲載順序を定めるくじについて&gt;</b>
委員長	続いて、議案第24号選挙公報の掲載順序を定めるくじについて、事務局から説明をお願いします。
局長	選挙公報の掲載順序を定めるくじについて、手順は先ほどの氏名等掲示掲載順序を定めるくじと基本的には同様です。 選挙公報の掲載順序については様式がございます。掲載文提出者が49名以上72名以下の場合、候補者の掲載順序は、杉並区選挙執行規程第83条に関する第23号様式六の通りとなります。 以上、議案第24号についての説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。70・71・72番が空欄となるのですか。
局長	その部分は啓発面となります。

委員 長	<p>その他、質問等はありませんか。無いようでしたら、これから選挙公報の掲載順序を定めるくじを行いたいと思います。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
選挙法規 担当係長	<p>くじは同形同色のくじ棒を用いて行います。くじは杉並区議会議員選挙の届け出た候補者の数と同数の 69 本であり、くじ棒の先端には 1 から 69 までの番号が付されております。このくじ棒を確認していただいた後、筒の中に入れて混同し、立候補の届出順に候補者の氏名を読み上げ、1 本ずつくじを引いていきます。この時引いたくじ棒の番号が、読み上げた候補者の掲載順序となります。なお、掲載順序は先ほどご覧いただいた別紙様式第 23 号のとおりです。</p>
委員 長	<p>ただいまから、杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第 5 条第 2 項及び杉並区選挙執行規程第 82 条及び第 83 条に基づき、令和 5 年 4 月 23 日執行の杉並区議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行います。なお、くじに立ち会っていただいた方として、くじの終了後、抽選録にご署名をいただきますので、よろしく願いいたします。</p>
選挙法規 担当係長	<p>それでは、くじ棒の検認をお願いいたします。</p>
委員 長	<p>検認しましたので、ただいまから選挙公報の掲載順序を定めるくじを開始いたします。</p> <p>今度は梅田職務代理から引いてください。</p>
局 長	<p>それでは、届出順に候補者名を読み上げますので、順にくじを引いてください。</p>
	<p>(立候補の届出 1 番から 69 番まで順にくじを引く)</p>
選挙法規 担当係長	<p>以上ですべての候補者のくじを引き終わりましたので、くじの結果を読み上げます。ご確認をお願いいたします。</p>
	<p>(くじの結果の読み上げ)</p>
選挙法規 担当係長	<p>くじの結果の確認が終わりましたので、抽選録への署名をお願いします。</p>
	<p>(各自抽選録への署名)</p>
委員 長	<p>杉並区議会議員選挙における選挙公報の掲載順序が確定いたしました。それでは、以上をもちましてくじを終了いたします。</p>
	<p><b>&lt;選挙長の告示について&gt;</b></p>
委員 長	<p>次は、報告臨 3-1 をお願いします。</p>
局 長	<p>こちらは選挙長の告示になります。</p> <p>杉並区議会議員選挙選挙長告示第 3 号をご覧ください。公職選挙法第 86 条の 4 第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 23 日執行の杉並区議会議員選挙において、令和 5 年 4 月 16 日に別紙のとおり候補者の届出がありましたので、本日付けで告示を行います。別紙には、届出番号順に候補者を記載した一覧を添付しております。</p> <p>以上、報告臨 3-1 の説明となります。</p>
委員 長	<p>ありがとうございました。委員のみなさま、ご意見やご質問はありませんか。区のホームページでは、いつから立候補者情報を閲覧できるようになるのですか。</p>

局 長	本日中に区のホームページに掲載いたします。
委員 長	報告臨3-1についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<b>&lt;その他&gt;</b>
委員 長	本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。
局 長	特にありません。
委員 長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局 長	次回は4月20日の木曜日、定例会となります。内容は、選挙立会人の決定等が予定されております。 (議題書に沿って、4月17日以降の日程を確認)
委員 長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。